

福岡県医発第207号（総）
平成16年4月23日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 竹 嶋 康 弘



「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する
法律（フロン回収破壊法）」の周知徹底等について

標記の件につきまして、日本医師会を通じ厚生労働省医政局より周知方依頼
がありましたのでご連絡致します。

フロン回収破壊法第19条の規定により、冷媒としてフロン類が充填された業
務用冷凍空調機器（第一種特定製品）を廃棄する場合には、都道府県知事の登
録を受けた第一種フロン類回収業者に当該フロン類を引き渡すこととされてお
りますが、今般、廃機器から未回収となるフロン類の存在が示唆されておしま
す。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、周知方
につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

担当理事 友清 明



(地Ⅰ 8)

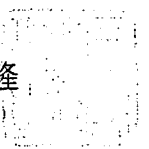
平成16年4月14日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

日本医師会常任理事

土 屋 隆



「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する
法律(フロン回収破壊法)」の周知徹底等について(依頼)

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、厚生労働省医政局総務課長より都道府県医政主管部(局)長宛に標記通知が発出されるとともに、本会に対しても周知方依頼がありましたので、その写しをお送り申し上げます。

本件は、平成14年4月1日施行のフロン回収破壊法第19条の規定により、冷媒としてフロン類が充填された業務用冷凍空調機器(第一種特定製品)を廃棄する場合には、都道府県知事の登録を受けた第一種フロン類回収業者に当該フロン類を引き渡すこととされておりますが、平成14年度分の回収実績では、廃機器から未回収となっているフロン類の存在が示唆されていることから、改めて当該制度の周知を図るものであります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知賜りますとともに、貴会管下郡市区医師会への周知方につき、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

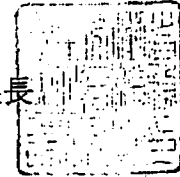


医政総発第0330002号

平成 16年 3月30日

社団法人 日本医師会会長 殿

厚生労働省医政局総務課長



「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収破壊法）」の周知徹底等について（依頼）

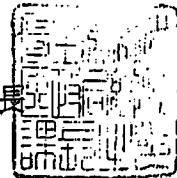
標記につきまして、別添のとおり各都道府県医政主管部（局）長あてに通知しましたので送付させていただきます。その趣旨を御了知いただき、傘下会員に対する周知、協力方よろしく申し上げます。

(別添)

医政総発第0330001号
平成 16年 3月30日

各都道府県医政主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局総務課長



「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収破壊法）」の周知徹底等について（依頼）

平成14年4月1日から、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成13年法律第64号）第19条の規定により、第一種特定製品（業務用冷凍空調機器）を廃棄しようとする者は、自ら又は他の者に委託して、第一種フロン類回収業者に対し、当該第一種特定製品に冷媒として充てんされているフロン類を引き渡さなければならないこととされたところであるが、先般公表された平成14年度分の業務用冷凍空調機器に係る回収実績からは、廃機器から未回収となっているフロン類の存在が示唆されている。

このため、別紙のとおり、経済産業省製造産業局長及び環境省地球環境局長から医政局長あて関係団体等に当該法律の周知徹底を図るよう依頼があったところであり、貴職におかれては、関係部局とも連携の上、別紙の趣旨につき関係団体に対する周知方よろしく御配慮願いたい。

また、貴管下保健所設置市、特別区等に対しても、併せて周知されたい。

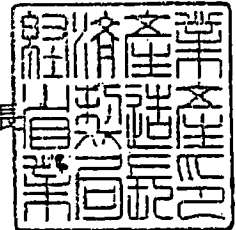


(別紙)

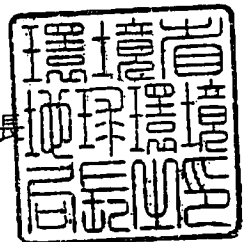
平成15・12・15製局第2号
環地保発第031218002号
平成15年12月18日

厚生労働省医政局長 殿

経済産業省製造産業局長



環境省地球環境局長



「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する
法律（フロン回収破壊法）」の周知徹底等について

時下、益々御清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収破壊法）」（平成13年法律第64号）の第一種特定製品（業務用冷凍空調機器）部分が平成14年4月1日に施行され、先般、平成14年度分の業務用冷凍空調機器に係る回収実績を公表したところですが、当該実績からは、廃機器から未回収となっているフロン類の存在が示唆されるところです。

貴省におかれましては、業務用冷凍空調機器を使用する事業者を会員とする事業者団体等に対して、法律施行時より制度の内容及び適切な対応の必要性につき積極的に周知いただいているところではありますが、上記実績を踏まえると、その確実な実施のためには本制度のより一層の周知徹底が必要と考えております。

つきましては、貴省管轄の事業者団体に対し、下記の周知徹底につき特段の御配慮を賜りますようお願いいたします。

記

1. 業務用冷凍空調機器の廃棄について

冷媒としてフロン類が充填された業務用冷凍空調機器を廃棄する場合には、

都道府県知事の登録を受けた第一種フロン類回収業者（業務用冷凍空調機器の設置・メンテナンス業者等でフロン類の回収を業として行う者として都道府県知事の登録を受けたもの）にそのフロン類を引き渡すこと。

2. 建物等に付帯する業務用冷凍空調機器の廃棄について

(1) 冷媒としてフロン類が充填された業務用冷凍空調機器を廃棄する必要がある建物等の解体、修繕又は模様替の工事を発注する際には、受注業者に委託して工事着手前に十分な調査を行い、フロン類の回収を工事計画に適切に位置づけること。

(2) 上記工事の実施にあたっては、(1)の工事計画を踏まえ、業務用冷凍空調機器のフロン類を都道府県知事の登録を受けた第一種フロン類回収業者に確実に引き渡されたことを確認すること。

フロン類の適正な処理について

・ 第一種フロン類回収業者の登録

第一種フロン類回収業（第一種特定製品が廃棄される際にフロン類を回収する業）を行おうとする者は、都道府県知事の登録を受けること。（第9条から第18条関係）

・ 第一種特定製品廃棄者及び第一種フロン類回収業者のフロン類引渡等の義務

第一種特定製品を廃棄しようとする者（第一種特定製品廃棄者）は第一種フロン類回収業者にフロン類を引き渡し、第一種フロン類回収業者はフロン類を引き取り、フロン類破壊業者に引き渡すこと。（第19条から第21条関係）

・ フロン類の放出の禁止

何人も、みだりに特定製品からフロン類を放出してはならないこと。（第65条関係）

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（抄）
（平成十三年六月二十二日 法律第六十四号）

（第一種フロン類回収業者の登録）

第九条 第一種フロン類回収業（第一種特定製品が廃棄される場合において当該第一種特定製品に冷媒として充てんされているフロン類を回収することを業として行うことをいう。以下同じ。）を行おうとする者は、その業務を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

（第一種特定製品廃棄者の引渡義務）

第十九条 第一種特定製品を廃棄しようとする者（以下「第一種特定製品廃棄者」という。）は、自ら又は他の者に委託して、第一種フロン類回収業者に対し、当該第一種特定製品に冷媒として充てんされているフロン類を引き渡さなければならない。

（第一種フロン類回収業者の引取義務）

第二十条 第一種フロン類回収業者は、第一種特定製品廃棄者から前条に規定するフロン類の引取りを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、当該フロン類を引き取らなければならない。

2 第一種フロン類回収業者は、前項の規定によるフロン類の引取りに当たっては、主務省令で定めるフロン類の回収に関する基準に従って、フロン類を回収しなければならない。

（フロン類の放出の禁止）

第六十五条 何人も、みだりに特定製品に冷媒として充てんされているフロン類を大気中に放出してはならない。

第七章 罰則

第八十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

八 第六十五条の規定に違反して特定製品に冷媒として充てんされているフロン類を大気中に放出した者